

令和六年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 令和 6 年 11 月 18 日（月）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
諸般の報告	3
議席の指定（日程第 1）	3
会議録署名議員の指名（日程第 2）	3
会期の決定（日程第 3）	3
議案 6 件一括議題（日程第 4－9）	3
提案理由の説明 広域連合長（西秀記君）	4
〃 会計管理者（渋谷輝之君）	5
報告（青後広監第 5 号・日程第 10）	8
発言の申し出 広域連合長（西秀記君）	8
閉会	8

○議事日程 第1号

令和6年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和6年11月18日(月曜日) 午後1時30分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第8号 専決処分の承認について
(青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について)
- 第 5 議案第9号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 議案第10号 令和6年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第11号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数
の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更につ
いて
- 第 9 議案第13号 決算の認定について
(令和5年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 第 10 青後広監第5号 例月出納検査報告
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(11名)

1 番 奈良岡 隆 君
5 番 佐々木 孝 昌 君
7 番 加 澤 明 君
9 番 木 村 良 博 君
10 番 石 田 隆 芳 君

1 1 番 船 橋 健 人 君
1 2 番 山 崎 結 子 君
1 4 番 田 中 亨 君
1 7 番 野 崎 尚 文 君
1 8 番 竹 内 修 君
1 9 番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（8名）

2 番 櫻 田 宏 君
3 番 熊 谷 雄 一 君
4 番 工 藤 和 行 君
6 番 小 山 田 久 君
8 番 山 本 知 也 君
1 3 番 平 田 衛 君
1 5 番 山 田 年 伸 君
2 0 番 櫻 井 雅 洋 君

○説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長 西 秀 記 君
代 表 監 査 委 員 出 町 文 孝 君
事 務 局 長 能 代 谷 潤 治 君
会 計 管 理 者 渋 谷 輝 之 君
業 務 課 長 福 士 保 君

○出席書記氏名

書 記 長 小 鹿 継 仁
書 記 奥 沢 淳
書 記 吉 田 奨

午後 1 時 30 分開会

○議長（奈良岡隆君） これより、令和 6 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

諸般の報告

○議長（奈良岡隆君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議会議員異動報告書のとおりであります。

日程第 1 議席の指定

○議長（奈良岡隆君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において配布の議席図のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（奈良岡隆君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により 12 番山崎結子議員及び 14 番田中亨議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（奈良岡隆君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（奈良岡隆君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 議案第 8 号 専決処分の承認について（青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）～

日程第 9 議案第 13 号 決算の認定について（令和 5 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

○議長（奈良岡隆君） 日程第 4 議案第 8 号「専決処分の承認について」から日程第 9 議案第 13 号「決算の認定について」までの計 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

[広域連合長西秀記君登壇]

○広域連合長（西秀記君） 令和6年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提案しております議案の概要について御説明を申し上げます前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日、議員の皆様方におかれましては、公務で大変お忙しい中、当広域連合議会の定例会への御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。そのなかで、令和5年6月9日に公布されました、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込みました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の規定により、令和6年12月2日から、現行の健康保険証は新たに発行されなくなります。当広域連合といたしましては、国や県、市町村とともに、被保険者の皆さまに丁寧な広報・周知を行い、引き続き、安心して医療を受診できますよう、努めてまいります。

皆様におかれましては、広域連合としての運営責任を果たしていくため、一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

はじめに、議案第8号及び議案第9号の2件の専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案第8号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更については、当広域連合が加入する青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務を変更するため、同組合の共同処理する事務及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議があったものであります。

議案第9号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により避難されている被保険者に係る保険料について、平成23年度から減免の特例を設けて適用してきたところであります。この度、国から令和6年7月5日付けで、特例の期限を令和6年度においても延長するとの方針が示されたことから、減免の特例を引き続き適用するため、所要の改正を行ったものでございます。

以上、2件は、いずれも地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。何とぞ御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第10号令和6年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出につきましては、諸支出金において、令和5年度療養給付費等の確定に伴う国・県・市町村支出金の精算返納のための支出を措置するものでございます。

歳入につきましては、歳出補正に連動する国庫支出金、並びに財政調整基金からの繰入金の調整を行いますとともに、保険料負担金確定によります市町村支出金等の追加請求分を計上するものでございます。

その結果、今回の補正額は15億9,466万余円の増額補正となり、その結果、当広域連合におけます後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,825億4,771万余円となります。

次に、議案第11号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴う規定の整備その他所要の改正を行うためのものでございます。

次に、議案第12号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、当該事務組合から、構成団体であります「西北五環境整備事務組合」が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、当該事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議するものでございます。

次に、議案第13号令和5年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、その詳細については、会計管理者から説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要でございます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。私からは、以上でございます。

○議長（奈良岡隆君） 会計管理者。

[会計管理者 渋谷輝之君 登壇]

○会計管理者（渋谷輝之君） 令和5年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

一般会計、後期高齢者医療特別会計を合わせた、歳入歳出決算総額でございますが、予算現額合計1,782億8,046万余円に対し、歳入決算額合計は1,781億1,045万余円、歳出決算額合計は1,756億1,438万余円で、歳入歳出差引額は24億9,607万余円となっております。

続きまして、各会計の歳入歳出について御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入合計でございますが、予算現額6億1,716万余円に対し、収入済額は6億1,732万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金につきましては、市町村共通経費負担金で、収入済額は5億7,349万余円となっております。

3款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金で、収入済額は、3,855万余円となっております。

次に、一般会計の歳出合計でございますが、予算現額6億1,716万余円に対し、支出済

額は5億6,668万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、議員報酬や費用弁償などで、支出済額は69万余円となっております。

2款総務費につきましては、市町村派遣職員の給与費負担金や後期高齢者医療特別会計への繰出金などで、支出済額は5億6,599万余円となっております。

この結果、不用額は5,047万余円となりましたが、その主なものといたしましては、2款総務費の4,003万余円で、これは、後期高齢者医療特別会計の事務費に契約執行残等が生じたことによる事務費繰出金などの予算執行残額であります。

一般会計の歳入歳出差引残額5,063万9,561円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などにに基づき、4,563万9,561円を財政調整基金に繰り入れし、残額の500万円につきましては、令和6年度の一般会計へ繰り越すものであります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

まず、後期高齢者医療特別会計の歳入合計でございますが、予算現額1,776億6,329万余円に対し、収入済額は1,774億9,313万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1款市町村支出金につきましては、保険料等負担金収入などで、収入済額は297億7,002万余円となっております。

2款国庫支出金につきましては、療養給付費負担金収入などで、収入済額は600億2,888万余円となっております。

3款県支出金につきましては、療養給付費負担金収入などで、収入済額は148億4,195万余円となっております。

4款支払基金交付金につきましては、現役世代からの後期高齢者交付金収入で、収入済額は665億3,294万余円となっております。

7款繰入金につきましては、一般会計及び財政調整基金からの繰入金で、収入済額は60億9,417万余円となっております。

10款諸収入につきましては、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金収入などで、収入済額は1億1,464万余円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳出合計でございますが、予算現額1,776億6,329万余円に対し、支出済額は1,750億4,770万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、電算関係業務や各種通知書作成・発送等業務に係る経費などで、支出済額は4億9,287万余円となっております。

2款保険給付費につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費などの給付費で、支出済額は1,693億6,545万余円となっております。

7款諸支出金につきましては、令和4年度保険給付費等の確定に伴う国・県・市町村への返還金並びに保険料還付金及び還付加算金で、42億2,366万余円となっております。

この結果、不用額は26億1,559万余円となりましたが、その主なものは、2款保険給付費の23億3,464万余円で、これは、医療給付費の伸び率が見込みを下回ったことによる療養給付費などの予算執行残額であります。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出差引残額、24億4,543万1,881円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などに基づき、23億9,543万1,881円を後期高齢者医療財政調整基金に繰り入れし、残額の5,000万円につきましては、令和6年度の後期高齢者医療特別会計へ繰り越しするものであります。

以上、令和5年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良岡隆君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

初めに、議案第8号について、採決いたします。

議案第8号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、承認することに決しました。

次に、議案第9号について、採決いたします。

議案第9号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、承認することに決しました。

次に、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、認定することに決しました。

日程第 10 青後広監第 5 号 例月出納検査報告

○議長（奈良岡隆君） 日程第 10 青後広監第 5 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（奈良岡隆君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（奈良岡隆君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長西秀記君登壇〕

○広域連合長（西秀記君） 本日はお忙しい中、お集まりをいただき、慎重なる御審議により、すべての議案について原案のとおり、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

広域連合といたしましては、今後とも 40 市町村との連携を一層強化し、保険者としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様の市町村では、これから 12 月議会を控え、何かとお忙しい時期ではございますが、皆様の御健勝と各市町村の一層の御発展を心よりお祈り申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

閉 会

○議長（奈良岡隆君） これにて、令和 6 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後 1 時 52 分閉会

署 名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 奈 良 岡 隆

議 員 山 崎 結 子

議 員 田 中 亨